

# 岡山県環境影響評価等に関する条例及び同条例施行規則の改正案について

## 1 趣旨

本県では、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に満たない規模の事業であっても、一定程度の環境影響が生じるおそれがある事業について、「岡山県環境影響評価等に関する条例」（以下「条例」という。）により、環境影響評価の手続を定め、その結果を事業内容に反映させることにより、その事業が、環境の保全に配慮して行われるようにする制度を設けている。

令和7年6月に法の一部を改正する法律が公布され、環境影響評価図書（評価書等）の継続公開の規定が導入されるなどの改正が行われたことから、条例及び条例施行規則（以下「規則」という。）に、法との整合を図る同規定を盛り込むなどの所要の改正を行う。

## 2 改正案の概要

### （1）実施計画書手続の見直し（説明会の開催・要約書作成の義務化）【条例・規則】

法では、方法書（条例の実施計画書に相当）手続での説明会の開催が義務付けられており、条例においても実施計画書説明会の開催と要約書の作成を義務付けて、法との整合を図る。

### （2）周知計画書の廃止（実施計画書手続・準備書手続）【条例・規則】

事業者から送付された周知計画書<sup>※1</sup>に対し、知事及び関係市町村長が意見を述べる機会を設けていたが、インターネットの普及状況を鑑み、周知計画書の送付及び知事意見等の提出機会を廃止し、事業者負担を軽減する。

※1 周知計画書：実施計画書や準備書に係る公告方法や縦覧計画を記載した書類

### （3）環境管理報告書に係るインターネット公表【条例・規則】

環境管理を行った結果の報告書（以下「環境管理報告書」という。）について、インターネットの利用による公表を新たに義務付けて、報告書の公表規定のある法との整合を図る。

### （4）洋上風力発電事業に係る実施計画書手続の適用除外【条例】

令和7年6月に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）が改正され、海洋再生エネルギー発電事業<sup>※2</sup>を行う事業者は、法の方法書手続が適用除外とされたため、条例においても、同事業を実施する事業者の実施計画書手続を適用除外とし、法との整合を図る。

※2 再エネ海域利用法に基づき、選定事業者により行われる認定公募占用計画に掲げる海洋再生可能エネルギー発電事業（洋上風力発電）をいう。

## (5) 環境影響評価図書の継続公開【条例・規則】

令和7年6月の法改正により、法に環境影響評価図書の継続公開の規定が導入されたため、条例においても、事業者の同意を得た上で、「実施計画書」、「準備書」、「評価書」及び「環境管理報告書」の継続公開（30年間）を行い、法との整合を図る。

## (6) 対象事業の一部見直し

### ア 「ダムの改築」の追加【条例】

令和7年6月の法改正により、法の対象事業に「ダムの改築」が追加されたことから、条例の対象事業に「ダムの新築」に加えて「ダムの改築」<sup>※3</sup>を追加する。

※3 規模要件：法対象事業に係る政令（未公布）を踏まえ決定する。

### イ 「製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設」の見直し【規則】

発電所を新設又は増設する事業（以下「発電所事業」という。）は、対象事業に掲げる「①事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更」と「②製造業等<sup>※4</sup>に係る工場又は事業場の新設又は増設」の双方の事業に重複していることから、②の業種（製造業等）から「電気供給業」を除外するなどし、発電所事業は①の事業として整理する。

※4 製造業等：製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業をいう。

## 「岡山県環境影響評価等に関する条例及び同条例施行規則の改正案」の概要

番号	項目	改正前（現行）	改正後（素案）
(1)	実施計画書手続 (説明会開催)	(規定なし)	事業者による実施計画書説明会の開催を新たに義務付け
	実施計画書手続 (要約書)	(規定なし)	実施計画書において「実施計画書に係る要約書」の作成を新たに義務付け
(2)	周知計画書	実施計画書・準備書手続の必要書類として「周知計画書」を規定	実施計画書・準備書手続の必要書類から「周知計画書」を削除
		周知計画書に対する知事・関係市町村長による意見提出の機会を規定	知事・関係市町村長による意見提出の機会の規定を削除
(3)	環境管理	事業者が行う環境管理として①②を規定 ①環境管理の実施 ②環境管理報告書の作成・送付	①②に加え「環境管理報告書のインターネット公表」を新たに義務付け
(4)	海洋再生エネルギー発電事業	海洋再生エネルギー発電事業 <sup>※1</sup> について条例の適用除外はなく、他の対象事業と同様に次の手続を規定 ①実施計画書手続 ②準備書手続 ③評価書手続	海洋再生エネルギー発電事業について「①実施計画書手続」を適用除外
(5)	環境影響評価図書の継続公開	(規定なし)	①～④について、事業者の同意を得た上で、知事によるインターネットでの継続公開実施（30年間） ①実施計画書 ②準備書 ③評価書 ④環境管理報告書
(6) ア	対象事業 (ダムの改築)	対象事業に「ダムの新築」のみ該当	対象事業に「ダムの改築」 <sup>※2</sup> を追加
(6) イ	対象事業 (製造業等に係る工場又は事業場の新增設)	発電所の新增設は①②の双方に重複 ①事業用電気工作物の設置・変更 ②製造業等に係る工場又は事業場の新增設	次のとおり規定を改正 (1) ②の業種（製造業等）から電気供給業を除外 (2) ①に該当する発電所の設置・変更は②から除外

※1 再エネ海域利用法に基づき、選定事業者により行われる認定公募占用計画に掲げる海洋再生可能エネルギー発電事業（洋上風力発電）をいう。

※2 規模要件は、法対象事業に係る政令（未公布）を踏まえ決定する。

(参考)

## 岡山県環境影響評価等に関する条例等に基づく手続フロー及び改正箇所

